

平戸市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、平戸市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い、誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び市民の責務)

第2条 議員は、市民全体の奉仕者として、市政に携わる機能と責務を深く自覚し、市民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準の遵守等)

第3条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市が行う許可、認可、請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等を推薦、紹介する等、その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- (4) 市が行う許可、認可、請負その他の契約に係る企業、団体、事業主等から政治活動に関する寄附を受けないこととし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- (5) 市職員の採用、異動、昇格等人事に関して、推薦、紹介する等、その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- (6) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

2 議員は、前項の政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、自ら潔い態度を持って疑惑の解明にあたりるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

(市民等の調査請求)

第4条 議員が第3条第1項各号の規定に違反する疑いがあるときは、市民にあっては有権者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項に規定す

る選挙権を有する者をいう。) 50人以上、議員にあっては平戸市議会の議員の定数を定める条例(平成23年平戸市条例第25号)に定める定数の4分の1以上の者の連署をもって、これを証する書面を添付した調査請求書(以下「調査請求書」という。)を提出して、平戸市議会議長(以下「議長」という。)に調査を請求することができる。

- 2 議長は、前項の規定による調査の請求があったときは、平戸市政治倫理審査会条例(平成25年平戸市条例第〇号。以下「審査会条例」という。)の規定に基づく平戸市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)による調査を求めするため調査請求書の写しを市長に直ちに送付しなければならない。

(調査報告書の公表等)

第5条 議長は、審査会条例第6条第3項の規定により、市長から調査報告書の写しの送付を受けたときは、その要旨を速やかに公表するとともに、第4条第1項の規定に基づく調査の請求をした者(以下「調査請求者」という。)の代表者に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により送付を受けた調査報告書の写しは、議長において、これを受理した日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(調査対象議員の協力義務)

第6条 第4条の規定により調査の対象となった議員(以下「調査対象議員」という。)は、審査会条例第7条第2項の規定による求めがあったときは、審査会に出席して意見を述べ、若しくは説明をし、又は審査に必要な資料を提出しなければならない。

(意見の陳述及び意見書等の提出)

第7条 調査対象議員又は調査請求者は、審査会に対し意見を述べ、若しくは意見書又は資料を提出しようとするときは、議長を経由して申し立てなければならない。

(調査対象議員及び議会の措置)

第8条 調査対象議員は、調査報告書において政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理確立のため必要と認められる措置を講じなければならない。

- 2 平戸市議会(以下「議会」という。)は、前項の議員が同項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講ずることができる。

(刑法犯罪等による有罪確定後の措置)

第9条 議員が刑法(明治40年法律第45号)及び公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)に定める罪により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)及び地方自治法第127条第1項により失職する場合を除き、議

会は、その名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、辞職を勧告するものとする。

(公共工事の請負等に対する遵守事項)

第10条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の趣旨を尊重し、議員の配偶者、1親等以内の親族（姻族を除く。）若しくは同居の親族が経営する企業又は次に掲げる企業（以下「議員関係企業」という。）は、市との建設工事請負等を辞退し、市民に対し疑惑の念を抱かせることがないように努めなければならない。

(1) 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業

(2) 議員が役員をしている企業又はその経営方針の決定に関与している企業

2 議員関係企業が前項の規定により市との建設工事請負等を辞退するときは、関係する議員を通じて議長に辞退届を提出するものとする。

3 前項の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内（任期開始の日以降に第1項に規定する事実が発生した場合にあっては、当該事実が発生した日から30日以内）に提出するものとする。

4 議長は、辞退届の写しを市長に送付しなければならない。

5 議長は、辞退届の提出状況を速やかに公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、議会が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。